

設 計 課 題 「 集 合 住 宅 」

I. 設 計 条 件

この課題は、戸建て住宅を中心とした住宅地に建ち、地域に密着した小規模な商業施設(店舗、飲食店、その他)を有する集合住宅を計画するものである。この施設は、小規模な商業施設からなる商業部門と、複数の住戸タイプからなる住宅部門で構成され、地域へのサービスを提供するとともに、居住者が、良好で、落ち着いた環境のもとで安心して暮らすことのできる施設となるように計画する。また、住宅部門から商業部門の各店舗への利便性ととともに、セキュリティに配慮する。

1. 敷 地 及 び 周 辺 条 件

- 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。
- 敷地は、平坦で、道路及び隣地との高低差はないものとする。
- 敷地は、第二種低層住居専用地域(道路高さ制限及び北側高さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。また、都市計画により、塔屋を除く建築物の高さは12m以下とする。)及び準防火地域に指定されている。
また、建蔽率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限はない。
- 電気、ガス及び上下水道は、完備している。
- 地盤は良好であり、杭打ちの必要はない。
- 気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてよい。

2. 建 築 物

- 構造種別は自由とし、地上3階建ての耐火建築物とする。
- 床面積の合計は、1,500㎡以上、1,900㎡以下とする。
この課題の床面積の算定においては、次のとおりとする。
 - ピロティ、塔屋、バルコニー、テラス、屋外階段、エレベーターシャフト、屋上設備スペース、屋上広場、カフェテラスは、床面積に算入しないものとする。ただし、ピロティ等を屋内的用途に供する部分(駐車スペース、設備スペース等)については、床面積に算入するものとする。
 - 住宅部門の共用の廊下、エレベーターホール及び階段は、床面積に算入しないものとする。ただし、エントランスホールは、床面積に算入するものとする。

(3) 要求室

下表の要求室等は、全て計画する。

部門	室 名 等	特 記 事 項	床面積
住宅部門	・全ての住戸は、日照に配慮した計画とする。		
	住戸A(計3戸)	・室構成は、3LDKとする。 ・メゾネット住戸とする。 ・洗面所、浴室、便所、納戸を設ける。 ・各住戸にバルコニー又はテラスを設ける。 ・玄関を1階に計画する。	専用面積 約120㎡/戸
	住戸B(計5戸)	・フラット住戸とする。 ・室構成は、2LDKとする。 ・洗面所、浴室、便所を設ける。 ・各住戸にバルコニー又はテラスを設ける。 ・間口6.5m以上とする。	専用面積 約70㎡/戸
	住戸C(計3戸)	・単身者用の1Kとする。 ・洗面所、浴室、便所を設ける。 ・各住戸にバルコニー又はテラスを設ける。	専用面積 約40㎡/戸
	ラウンジ	・エントランスホール(1)に近接させて設ける。 ・採光に配慮する。 ・テーブル、ソファを設ける。	適宜
	テレワークスペース	・1階に設ける。 ・住宅部門の居住者専用とする。 ・6ブース(約6㎡/1ブース)を設ける。	適宜
	エントランスホール(1)	・風除室を設ける。 ・メールボックスを設ける。	適宜
	管理人室	・管理人は通いとする。 ・専用のトイレ、更衣室を設ける。	適宜
商業部門	・各店舗は1階又は2階に設けるものとする。		
	カフェ	・近隣住民の利便性に配慮する。 ・テーブル、椅子(20席程度)、レジカウンターを設ける。 ・1階にテラス席(50㎡以上)を設け、直接行き来できるようにする。	適宜
	理髪店		約50㎡
	日用品販売店		約80㎡
	学習塾		約80㎡
	クリーニング取次店		約80㎡
	バリアフリートイレ	・各階に設置する。	適宜
設備	エントランスホール(2)	・風除室を設ける。	適宜
	ポンプ室	・増圧ポンプを設置する。	約15㎡
	・設備計画に応じて、設備スペースを屋内又は屋外に設けるものとする。 ・屋上及び設備機器等のメンテナンスに配慮し、階段を屋上に通じるように設ける。 ・PS、DS、EPS及び住戸のメーターボックスは、適宜計画する。		
	・便所、倉庫については、適切に計画する。 ・その他必要と思われる室等は、適宜計画するものとする。		

3. そ の 他 の 施 設 等

- 屋上広場(幼児遊び場)を、次のとおり計画する。
 - 住宅部門の居住者が利用するものとする。
 - 1階屋上又は2階屋上に設けるものとし、まとまったスペースで200㎡以上(ピロティ、上部に屋根等がある部分は、算入しない。)を確保する。
 - 植栽を計画し、屋外ファニチャー(椅子、テーブル、ベンチ等)を設ける。
 - 屋上緑化部分を計画する。
- 敷地内の駐輪場は、商業施設利用者として20台分、居住者用として25台分を設ける。
- 敷地内の駐車場は、地上に平面駐車とし、サービス用として1台分のスペースを設ける。なお、商業施設利用者及び居住者用の駐車場は、近隣の駐車場を利用するものとする。
- ゴミ置場(5㎡以上)を設ける。

4. 留 意 事 項

建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に特に留意して適切に計画する。

- 居室の採光について適切に計画する。
- 建築物はバリアフリー、セキュリティ等に配慮する。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるように計画するとともに、経済性に配慮する。
- 各種設備については、環境負荷低減に配慮して計画する。
- 設備機器の搬出入及び更新に配慮して計画する。
- エレベーターを適切に設ける。
- 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、所定の防火設備を適切に計画する。また、防火区画(面積区画・堅穴区画・異種用途区画)が必要な部分には、所定の防火設備を用いて適切に区画する。
- 地上に通ずる2以上の直通階段を適切に計画する。また、必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。
- 計画に際し、「建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じた延焼のおそれのない部分の計算」、「天空率に関する規定の計算」及び「避難上の安全の検証」は行わないものとする。

Ⅱ. 要 求 図 書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要 求 図 面(答案用紙Ⅰに記入)

下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい。)、必要な事項を記入する。

なお、各図面には、計画上留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特 記 事 項
(1) 1階平面図 ・配置図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の主要寸法(スパン割り及び床面積の計算に必要な程度) ロ. 室名等(住戸の表示は、下記のト. からリ. までによる。) ハ. 住戸A、住戸B、住戸C、管理人室、ラウンジ、カフェ、理髪店、日用品販売店、クリーニング取次店、学習塾、ポンプ室の床面積 ニ. 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置及び当該部分に設ける防火設備、防火区画に用いる防火設備の位置及び種別 ホ. 設備シャフト等(PS、DS、EPS及び住戸のメーターボックス)の位置 ヘ. 断面図の切断位置 ト. 住戸Aの表示(A1～A3) チ. 住戸Bの表示(B1～B5) リ. 住戸Cの表示(C1～C3) ス. 各住戸の出入口(▲で表示) ル. 代表的な住戸A、B、Cの室内プラン ヲ. 要求室の特記事項に記載されている什器等 ワ. 住戸Aの居室の最も遠い位置から避難階に至る歩行経路を図示し、その歩行距離
(2) 2階平面図 1/200	② 1階平面図・配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の出入口(▲で表示) ロ. 屋上広場(面積、屋外ファニチャー等) ハ. 駐車場及び駐輪場(台数及び出入口を明示する。) ニ. 通路、植栽等 ホ. 「敷地内の避難上必要な通路」(ある場合のみ)の経路と幅
(3) 3階平面図 1/200	③ 2階平面図及び3階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路を図示し、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ロ. 直下階の屋根、庇等となる部分
(4) 断 面 図 1/200	① 切断位置は南西－北東方向とし、建築物の全体の立体構成がわかる断面とする。なお、水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 ② 建築物の最高の高さ、塔屋を除く建築物の高さ、階高、天井高、1階から3階までの床高及び主要な室名を記入する。 ③ 基礎、壁、梁及びスラブの断面を図示する。 ④ 塔屋及び屋上設備スペース(ある場合のみ)を図示する。

2. 面 積 表(答案用紙Ⅰに記入)

- 建築面積を記入し、その算定式も記入する。
- 各階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。

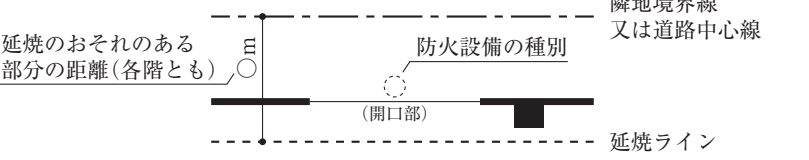
3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

建築計画、構造計画及び設備計画について、次の(1)～(10)の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない事項についても記述する。また、(1)、(3)及び(7)については、必ず【イメージ図記入欄】に、平面図、断面図、イラスト等により当該計画に対する考え方等を示したうえで、当該要点等を記述する。

- 商業部門と住宅部門のアプローチ計画について、それぞれ考慮したこと
- 住宅部門のセキュリティについて考慮したこと
- 道路高さ制限について考慮したこと
- 防火区画(面積区画、堅穴区画、異種用途区画)をどのように形成したか、具体的に記述すること
- 住戸の居室の採光について考慮したこと
- 建築物の構造計画について、建築物の特性に応じて採用した構造種別・耐震計算ルートとそれらを採用するに当たり、耐震性を確保するために考慮したこと
- 住戸間の騒音対策について工夫したこと
- 給水設備について、採用した給水方式と採用した理由
- 各住戸に採用した空調方式とその理由及び換気について考慮したこと
- 電気幹線計画について考慮したこと

防火設備等の凡例

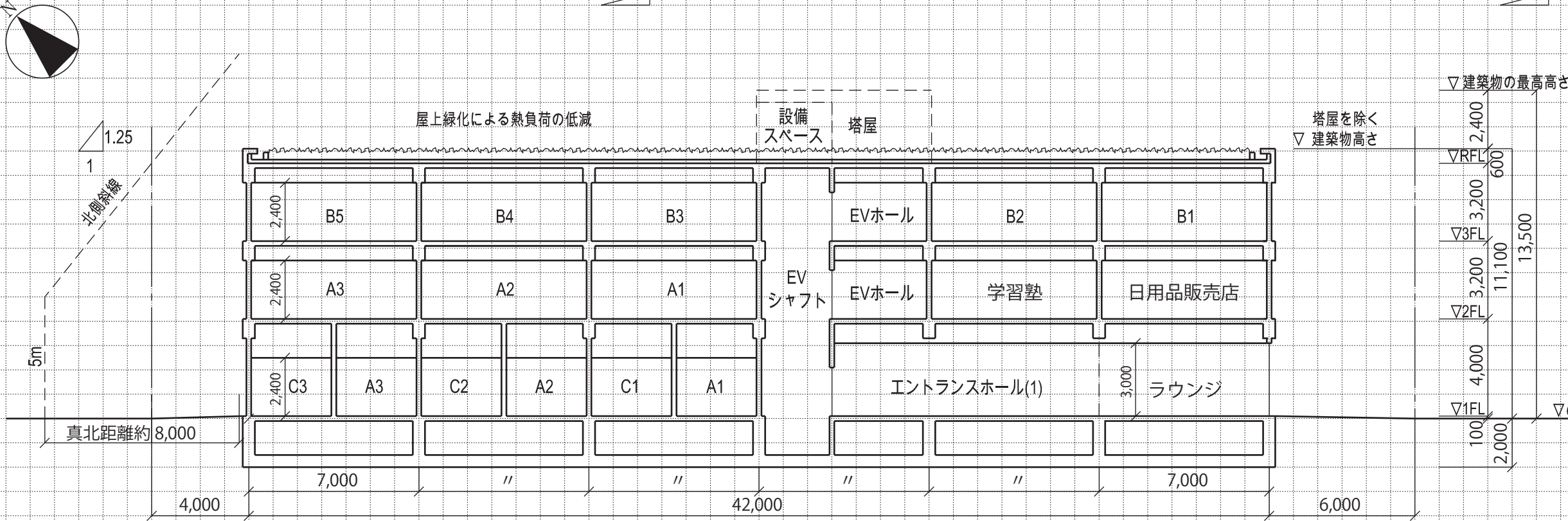
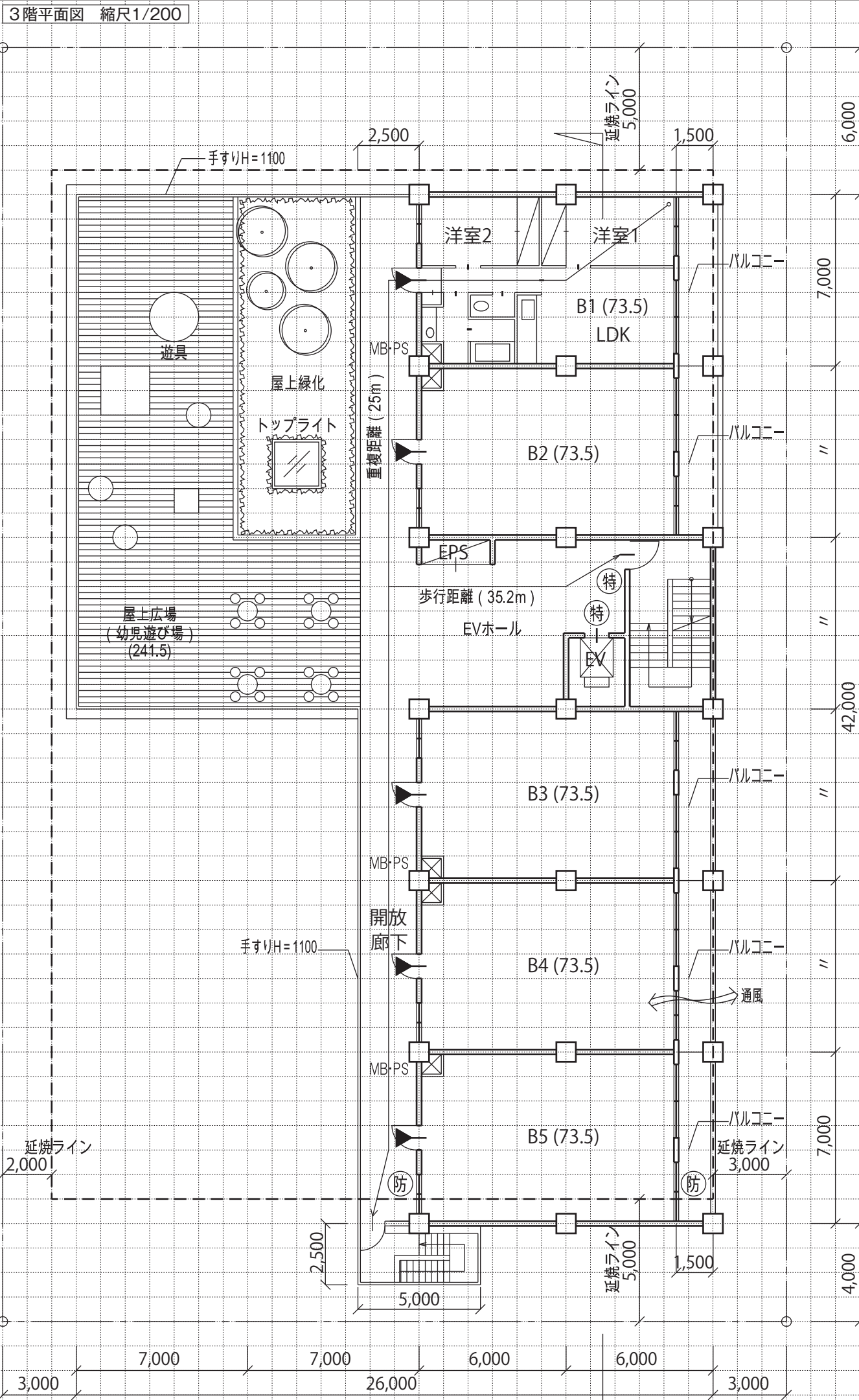
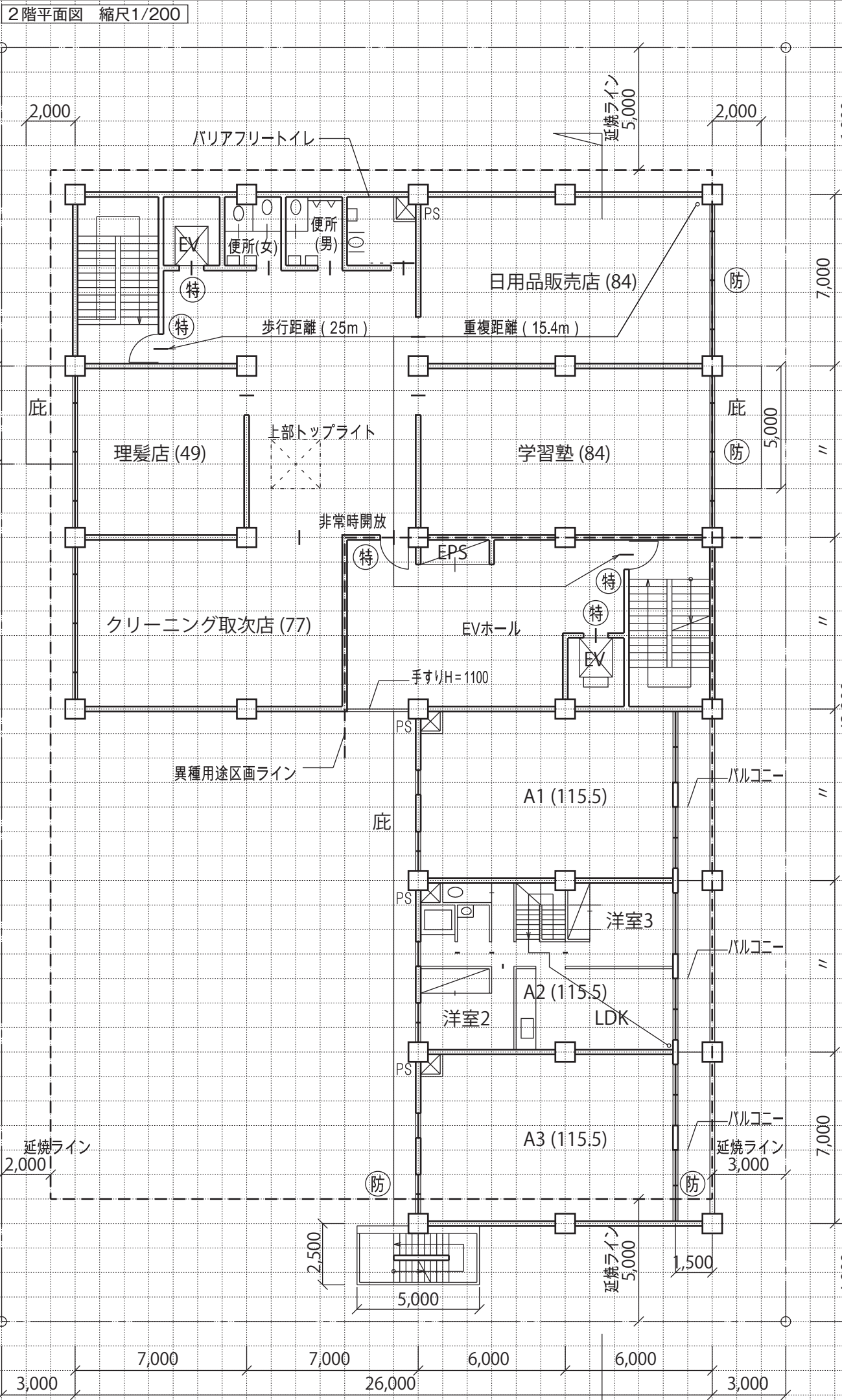
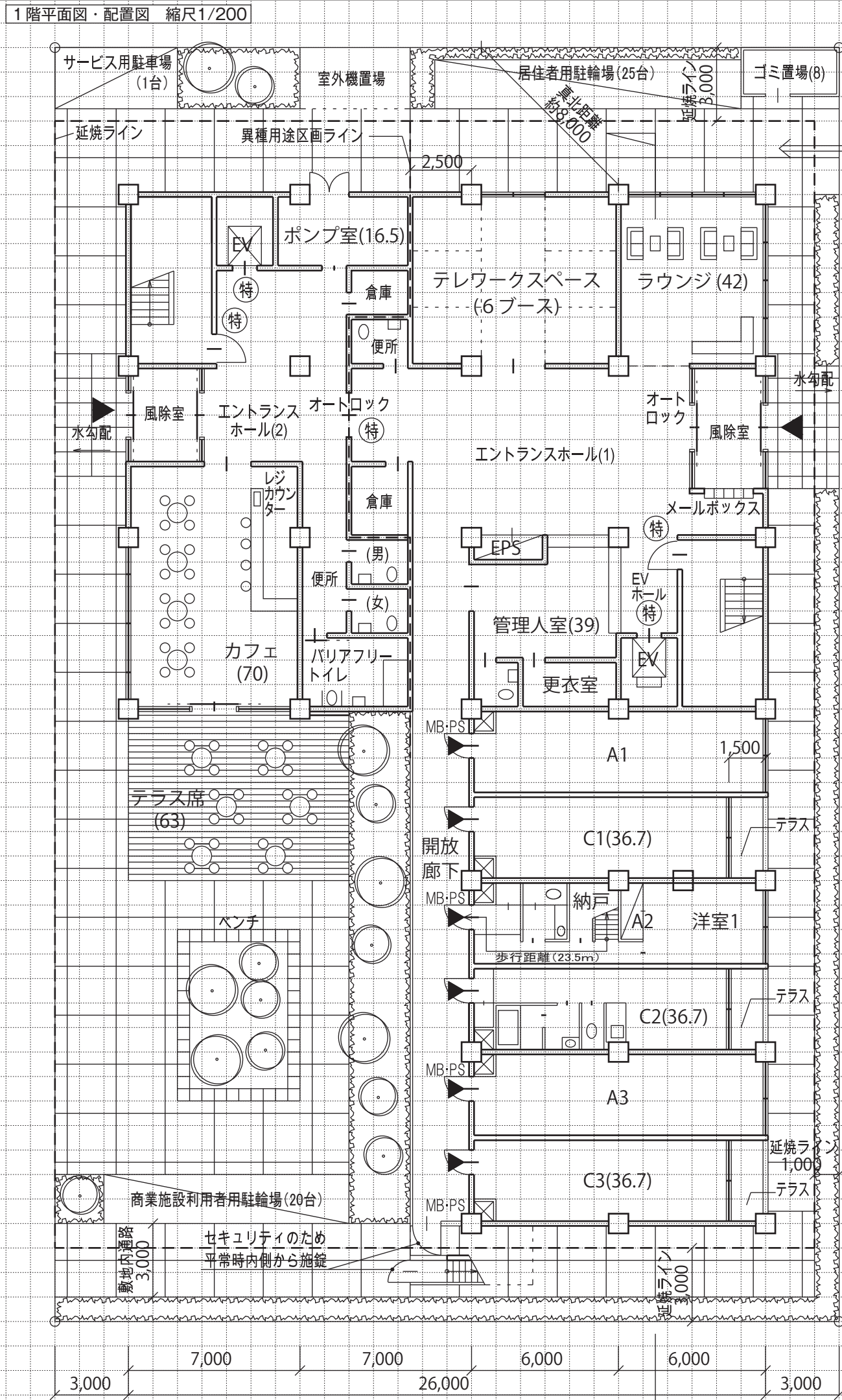
柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示(㊦・㊧等)については、必要な箇所(外壁の開口部も含む。)に全て記入すること

【建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備】	
	
建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が存在する場合においては、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離(m)を記入し、延焼ラインを破線で図示すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること	
【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】	
防火区画(面積区画・堅穴区画・異種用途区画)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること	
【防火設備の表示】	
特定防火設備 ㊦	建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備 ㊧

【建築物の計画に当たっての留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】

- 敷地の周辺環境に配慮して計画する。
- バリアフリー、省エネルギー、セキュリティ等に配慮して計画する。
- 各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- 構造種別に応じた架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- 空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

校 名		氏 名	
会員番号			
【注意事項】 「試験問題」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。 なお、建築基準法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不整合」等と判断されます。 また、適用すべき法令については、令和3年1月1日現在において施行されているものとします。			



面積表 (算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)				建築面積
床面積	建築面積	(算定式)	$26 \times 21 + 12 \times 21 + 1.5 \times 21 + 4 \times 1.5 + 1 \times 4 + 1 \times 5 = 844.5\text{m}^2$	844.5 m ²
	3階	(算定式)	$10.5 \times (14 + 21) + 3 \times 1 = 370.5\text{m}^2$	床面積の合計
	2階	(算定式)	$26 \times 14 + 11 \times 7 + 10.5 \times 21 - 2.5 \times 3 + 3 \times 1 = 657.0\text{m}^2$	
	1階	(算定式)	$26 \times 21 + 12 \times 21 - 2.5 \times 3 - 6 \times 7 - 1.5 \times 3.5 \times 3 = 732.7\text{m}^2$	1760.2 m ²

設計課題「集合住宅」

I. 設計条件

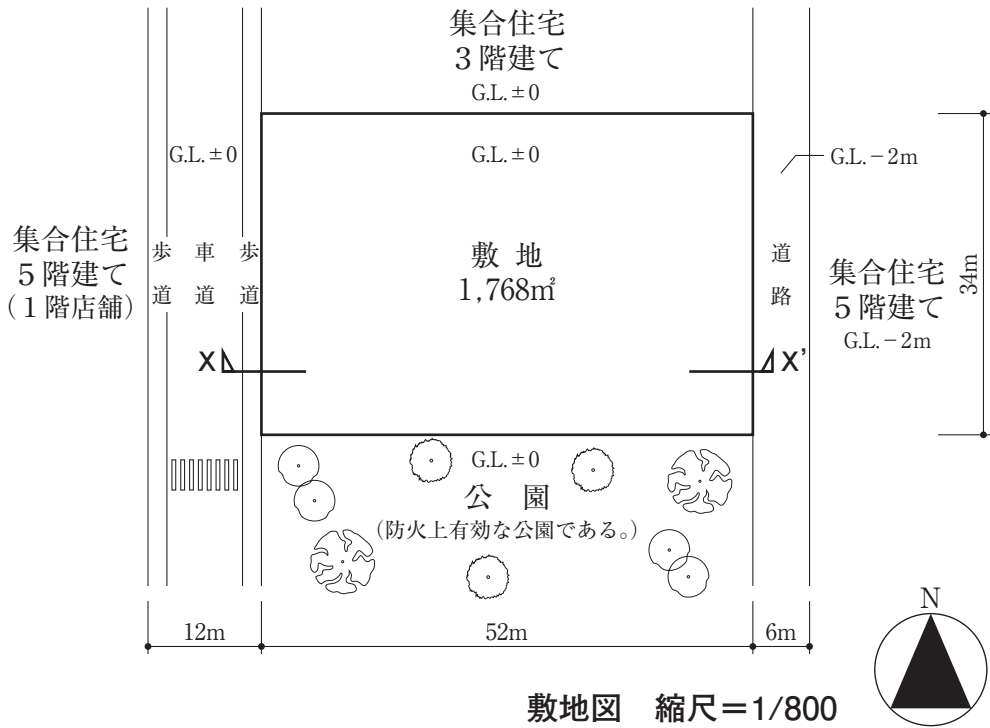
この課題は、中核都市の市街地において、公園に隣接する敷地にコレクティブハウスの賃貸集合住宅を計画するものである。本施設は、各住戸に設けられた専用のキッチンや水廻り以外に、共用のリビングやダイニングなどのスペースを計画することで、子育て中の家族、単身者を含む多様な世代が、生活の一部を共有し、集まって暮らすことを目的にしたものである。

1. 敷地及び周辺条件

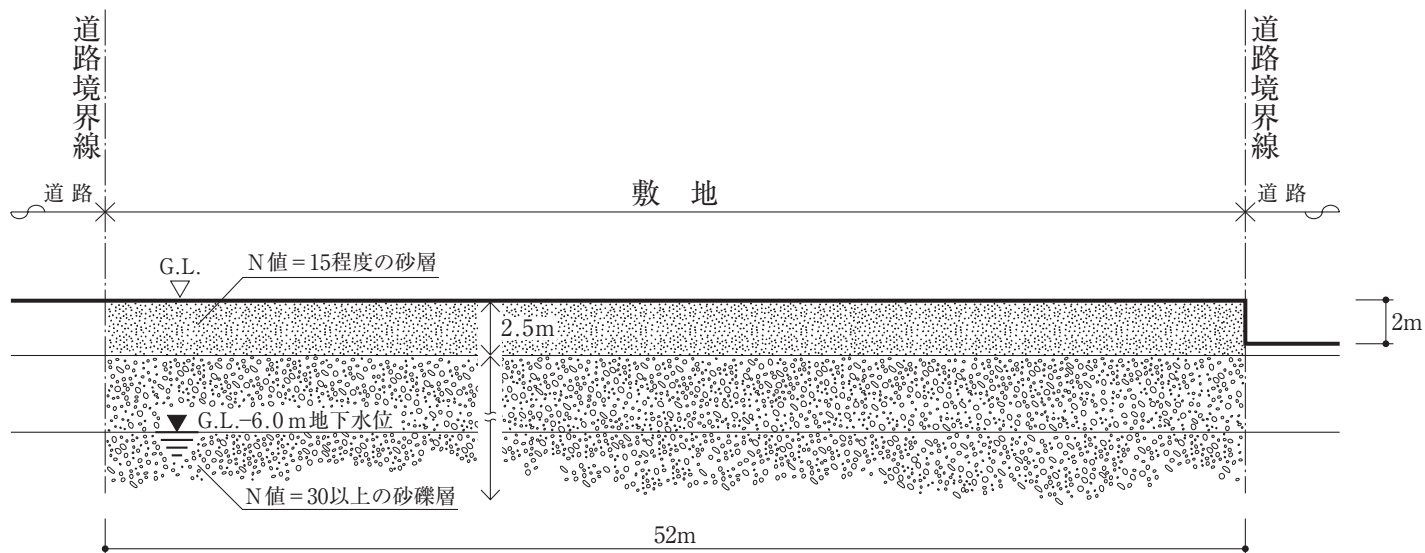
- (1) 敷地の形状、接道条件、周辺状況等は、「敷地図」のとおりである。
- (2) 歩道の切り開きは、1箇所当たり6mまででできるものとする。
- (3) 敷地は、第一種住居地域(道路高さ制限及び隣地高さ制限における斜線勾配はそれぞれ1.25とする。)及び準防火地域に指定されている。
また、建蔽率の限度は80%、容積率の限度は300%である。
これら以外に、地域、地区等及び特定行政庁による指定、許可等並びに日影による中高層の建築物の高さの制限はない。
- (4) 電気、ガス及び上下水道は、完備している。
- (5) 地盤は、「地盤略断面図」のとおりであり、杭打ちの必要はない。
- (6) 気候は温暖で、積雪についての特別な配慮はしなくてよい。

2. 建築物

- (1) 構造種別は自由とし、地下1階、地上3階建ての耐火建築物とする。
- (2) 床面積の合計は、3,200㎡以上、3,700㎡以下とする。
この課題の床面積の算定においては、次のとおりとする。
 - ① ビロティ、塔屋、バルコニー、屋外階段、エレベーターシャフト、屋上設備スペース及び中庭は、床面積に算入しないものとする。ただし、1階のビロティ等を屋内的用途に供する部分(娯楽スペース、駐輪スペース、設備スペース等)については、床面積に算入するものとする。
 - ② 地下駐車場は、床面積に算入するものとする。ただし、車路のうち傾斜部は算入しないものとする。
 - ③ 住宅部門(2、3階)の共用の廊下、エレベーターホール及び階段は、床面積に算入しないものとする。
- (3) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に規定する特定建築物に該当し、「建築物移動等円滑化基準」を満たすものとする。
- (4) 設備については、次のとおりとする。
 - ① 給水方式は、ポンプ直送方式とする。
 - ② エレベーターは、住宅用(トランク付9人乗)を1台設ける。



敷地図 縮尺=1/800



地盤略断面図(X-X'断面図) 縮尺=non-scale

(5) 要求室

下表の要求室等は、全て計画する。

部門	室 名 等	設置階	特 記 事 項	床面積
住宅部門	・全ての住戸は、日照に配慮した計画とする。			
	住戸A(計8戸)	基準階 (2、3階)	・各階に4戸計画する。 ・室構成は、3LDKとする。 ・洗面所、浴室、便所を設ける。 ・各住戸にバルコニーを設ける。	専用面積 約100㎡/戸
	住戸B(計14戸)		・各階に7戸計画する。 ・単身者用の1Kとする。 ・洗面所、シャワーブース、便所を設ける。 ・各住戸にバルコニーを設ける。	専用面積 約30㎡/戸
	住戸C(計4戸)		・各階に2戸計画する。 ・室構成は、1DKとする。 ・洗面所、シャワーブース、便所を設ける。 ・各住戸にバルコニーを設ける。	専用面積 約40㎡/戸
	ランドリー			適宜
共用部門	・日当たりの良い環境で、居住者の利便性に配慮する。			
	エントランスホール	1 階	・風除室を設ける。 ・宅配ボックス、メールボックスを設ける。 ・掲示板を設ける。 ・ソファを設ける。	適宜
	共用リビング		・テーブル、椅子、ソファ等を設ける。	100㎡以上
	共用ダイニング		・ダイニングテーブル、椅子を設ける。	約80㎡
	共用キッチン		・システムキッチンを設ける。	約80㎡
	キッズルーム		・中庭に出入りできるようにする。	約50㎡
	シアタールーム			約40㎡
	共用浴室	地下1階	・浴室(約6㎡)を3室設け、それぞれに脱衣室を設ける。	適宜
	バリアフリートイレ		・車椅子使用者、オストメイト等に配慮する。	適宜
	地下駐車場 (計23台)		・自走式とし、平面駐車とする。 ・居住者用20台分、来客者用1台分、サービス用1台分(それぞれ1台当たり2.5m×5.5m)及び車椅子使用者用1台分(3.5m×5.5m)を設ける。 ・駐車場へアプローチする車路は、有効幅員5.5m以上、傾斜部の縦断勾配1/6以下、梁下の高さ2.3m以上とする。	適宜
設備等	備蓄倉庫	地下1階		約30㎡
	受水槽・ポンプ室		・受水槽及びポンプを設置する。 ・ドライエリアを付設する。	約50㎡
	・設備計画に応じて、設備スペースを屋内又は屋外に設けるものとする。 ・電気設備については、集合住宅用変圧器を敷地内に設置する(W1.300mm×D1.100mm×H1.700mm程度+マンホールφ600mm)。 ・屋上及び設備機器等のメンテナンスに配慮し、階段を屋上に通じるように設ける。 ・P S、D S、E P Sは、適宜計画する。なお、メーターボックスについては、ガス・上下水・電気代は賃料に含まれるものとして、各住戸に個別に設置する必要はない。			
	・便所、倉庫及びゴミ置場については、適切に計画する。 ・その他必要と思われる室等は、適宜計画するものとする。			

3. その他の施設等

- (1) 中庭を、次のとおり計画する。
 - ① 居住者が集い、憩いの場として利用するものとする。
 - ② 1階に、まとまったスペースで150㎡以上(ビロティ、上部に屋根等がある部分は、算入しない。)を確保する。
 - ③ エントランスホールに近接して設ける。
 - ④ 屋外ファニチャー(椅子、テーブル、ベンチ、プランター等)を設ける。
- (2) 敷地内の駐輪場は、居住者用として24台分を設ける。

4. 留意事項

- 建築計画、構造計画及び設備計画については、次の点に特に留意して適切に計画する。
 - (1) 居室の採光について適切に計画する。
 - (2) 建築物はバリアフリー、セキュリティ等に配慮する。
 - (3) 建築物全体が、構造耐力上、安全であるように計画するとともに、経済性に配慮する。
 - (4) 雨水の地下駐車場への浸水対策について配慮する。
 - (5) 各種設備については、環境負荷低減に配慮して計画する。
 - (6) 設備機器の搬出入及び更新に配慮して計画する。
 - (7) 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分には、所定の防火設備を適切に計画する。また、防火区画(面積区画・堅穴区画)が必要な部分には、所定の防火設備を用いて適切に区画する。
 - (8) 地上に通ずる2以上の直通階段を適切に計画する。また、必要に応じて、「敷地内の避難上必要な通路」を適切に計画する。
 - (9) 計画に際し、「建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じた延焼のおそれのない部分の計算」、「天空率に関する規定の計算」及び「避難上の安全の検証」は行わないものとする。

II. 要求図書

答案用紙Ⅰ及び答案用紙Ⅱの定められた枠内(寸法線については枠外でもよい。)に、黒鉛筆を用いて記入する。

1. 要求図面(答案用紙Ⅰに記入)

- 下表により、所定の図面を作成し(フリーハンドでもよい。)、必要な事項を記入する。
なお、各図面には、計画上留意した事項について、簡潔な文章や矢印等により補足して明示する。

図面及び縮尺	特記事項
(1) 地下1階平面図 1/200	① 各平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の主要寸法(スパン割り及び床面積等の算出に必要な程度) ロ. 室名等(住戸の表示は、④のイ. からハ. までによる。) ハ. 住戸A、住戸B、住戸C、ランドリー、共用リビング、共用キッチン、共用ダイニング、キッズルーム、シアタールーム、備蓄倉庫及び受水槽・ポンプ室の床面積
(2) 1階平面図・配置図 1/200	ニ. 建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置及び当該部分に設ける防火設備、防火区画に用いる防火設備の位置及び種別 ホ. 設備シャフト等(P S、D S、E P S)の位置 ヘ. 断面図の切断位置 ト. 要求室の特記事項に記載されている室、スペース、仕器等
(3) 基準階平面図(2、3階) 1/200	② 地下1階平面図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 車路、駐車スペース等を図示し、駐車台数及び傾斜部の勾配を明示する。 ③ 1階平面図・配置図には、次のものを図示又は記入する。 イ. 建築物の出入口(▲で表示) ロ. 中庭(面積、屋外ファニチャー等) ハ. 駐輪場(台数及び出入口を明示する。) ニ. 通路、植栽等 ホ. 「敷地内の避難上必要な通路」(ある場合のみ)の経路と幅 ヘ. 歩道の切り開き位置(ある場合のみ) ④ 基準階平面図には、次のものを図示又は記入する。 なお、基準階平面図は2階を作成する。 イ. 住戸Aの表示(A1～A4) ロ. 住戸Bの表示(B1～B7) ハ. 住戸Cの表示(C1・C2) ニ. 各住戸の出入口(▲で表示) ホ. 代表的な住戸A、B、Cの室内プラン ヘ. 居室の最も遠い位置から2の直通階段に至る歩行経路を図示し、その一に至る歩行距離及び重複区間の長さ ト. 1階の屋根、庇等となる部分
(4) 東-西断面図 1/200	① 切断位置は、東西方向とし、中庭を含み建築物の全体の立体構成がわかる断面とする。なお、水平方向、鉛直方向の省略は行わないものとする。 ② 建築物の最高の高さ、階高、天井高、各階の床高及び主要な室名を記入する。 ③ 地下駐車場への傾斜部を図示する。ただし、当該傾斜部が切断位置にない場合は、点線で図示する。 ④ 基礎、壁、梁及びスラブの断面を図示する。 ⑤ 塔屋及び屋上設備スペース(ある場合のみ)を図示する。

2. 面積表(答案用紙Ⅰに記入)

- (1) 建築面積を記入し、その算定式も記入する。
- (2) 各階の床面積及びその合計を記入する。なお、各階の床面積については、その算定式も記入する。

3. 計画の要点等(答案用紙Ⅱに記入)

- 建築計画、構造計画及び設備計画について、次の(1)～(8)の要点等を具体的に記述する。なお、要求図面では表せない事項についても記述する。また、(1)、(3)及び(7)については、必ず【イメージ図記入欄】に、平面図、断面図、イラスト等により当該計画に対する考え方を示したうえで、当該要点等を記述する。
 - (1) 共用リビング、共用ダイニング、共用キッチンについて、豊かな生活が実現できるように、ゾーニング、平面計画について工夫した点
 - (2) 地下駐車場の計画について考慮したこと(3つ以上)
 - (3) 東側道路における道路高さ制限について検討したこと
 - (4) 住戸のすべての居室について採光が確保できるように工夫した点
 - (5) 建築物の構造計画について、地盤条件及び建築物の条件に応じて採用した基礎形式とその計画において考慮したこと
 - (6) 住戸のP Sの配置計画について考慮したこと
 - (7) 建築物のエネルギー消費性能の向上のために考慮したこと
 - (8) 地階の雨水浸水対策として考慮したこと

防火設備等の凡例

柱、壁、開口部等を明確に作図し、防火設備の表示(特・防等)については、必要な箇所(外壁の開口部も含む。)に全て記入すること

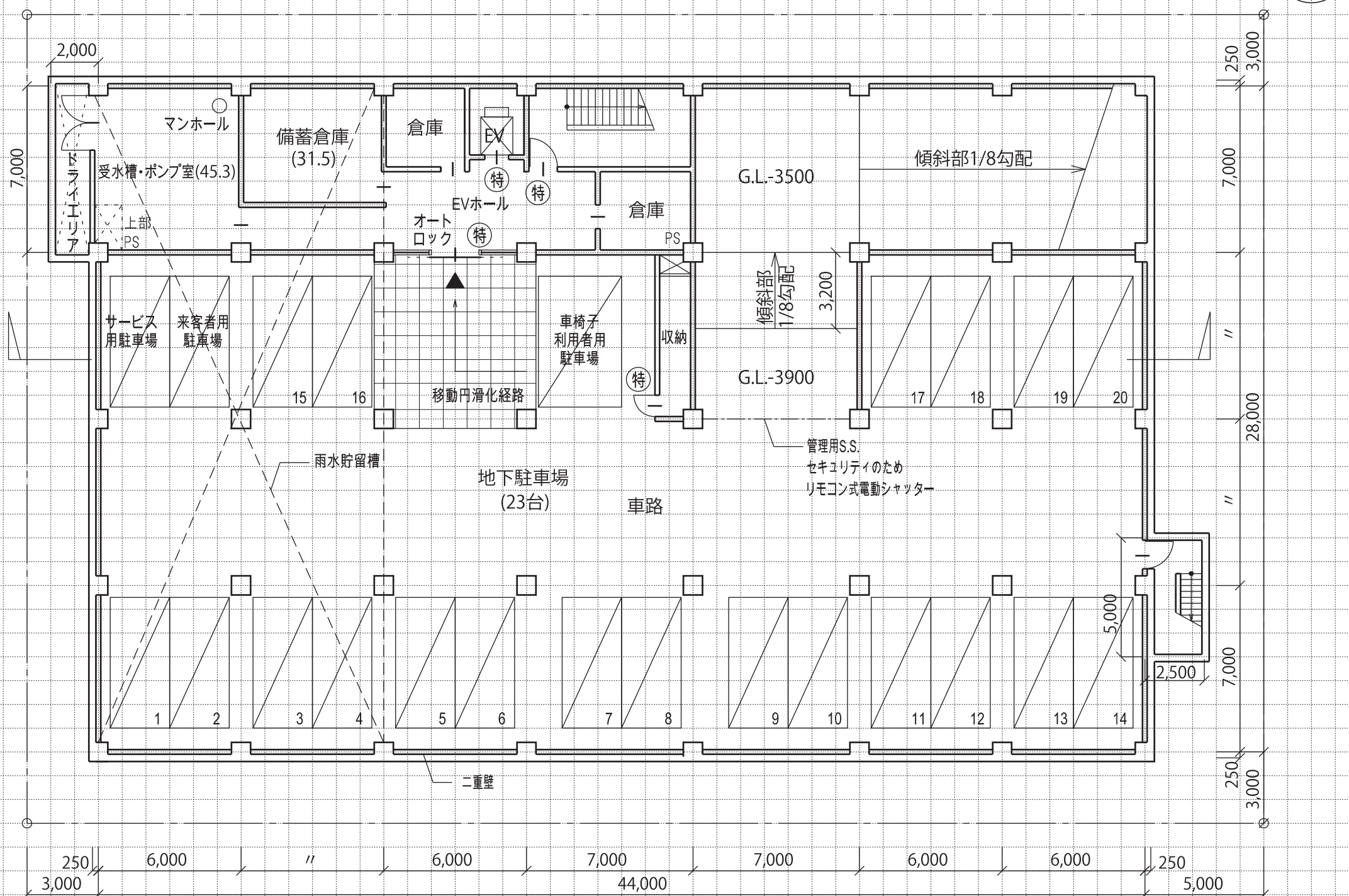
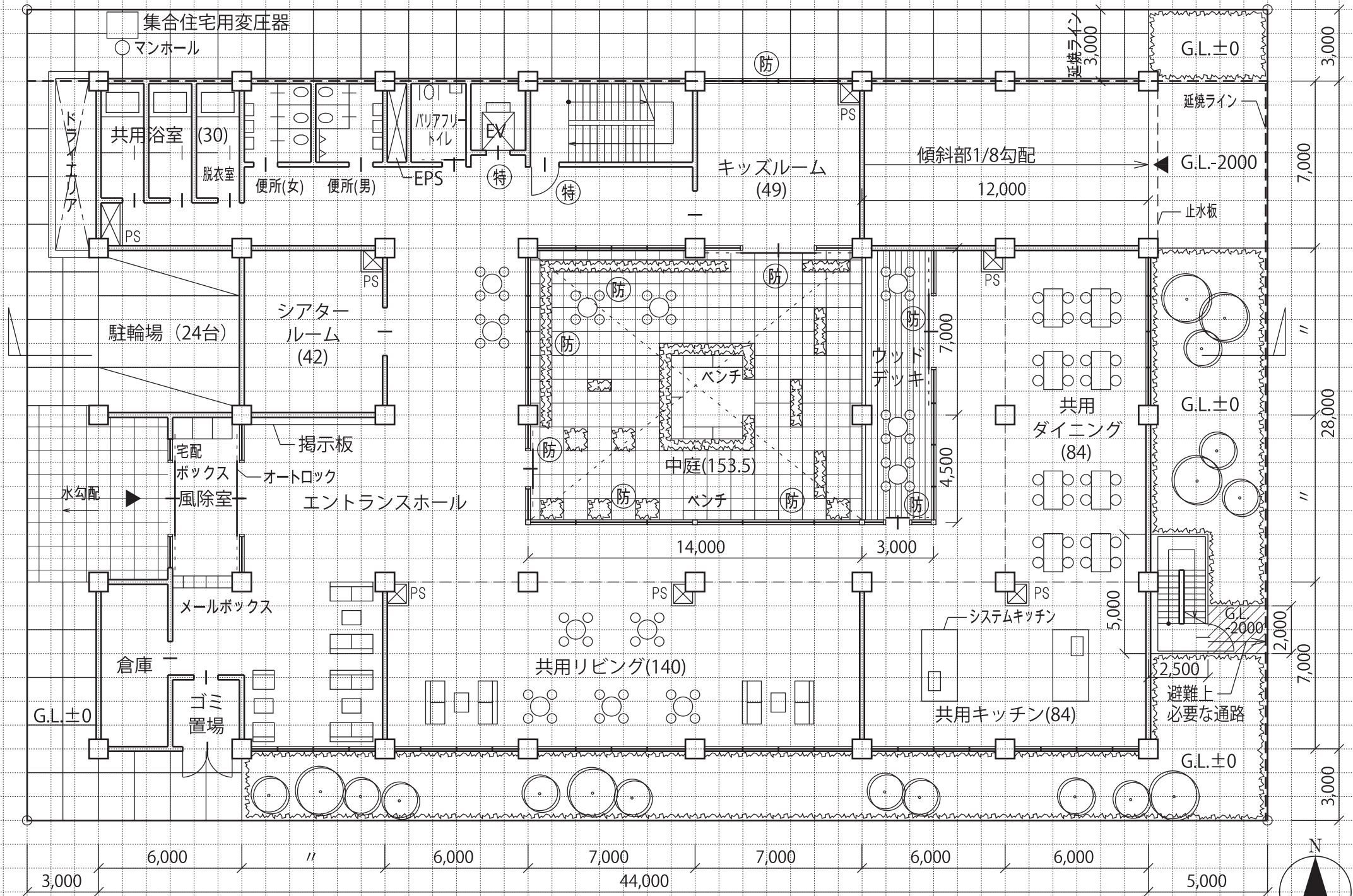
【建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備】	
建築物の外壁の開口部で延焼のおそれのある部分が存在する場合においては、隣地境界線又は道路中心線から延焼のおそれのある部分までの距離(m)を記入し、延焼ラインを破線で図示すること また、建築物の外壁の開口部で、延焼のおそれのある部分の開口部に要求される所定の防火設備の種別を記入すること	
【防火区画に用いる防火設備の位置及び種別】	
防火区画(面積区画・堅穴区画等)に応じて、要求される所定の防火設備の位置及び種別を記入すること	
【防火設備の表示】	
特定防火設備 (特)	建築基準法第2条第九号の二ロに規定する防火設備 (防)

【建築物の計画に当たったの留意事項(課題公表(7/21)の再掲)】

- 敷地の周辺環境に配慮して計画する。
- バリアフリー、省エネルギー、セキュリティ等に配慮して計画する。
- 各要求室を適切にゾーニングし、明快な動線計画とする。
- 建築物全体が、構造耐力上、安全であるとともに、経済性に配慮して計画する。
- 構造種別に応じた架構形式及びスパン割りを適切に計画するとともに、適切な断面寸法の部材を計画する。
- 空気調和設備、給排水衛生設備、電気設備、昇降機設備等を適切に計画する。

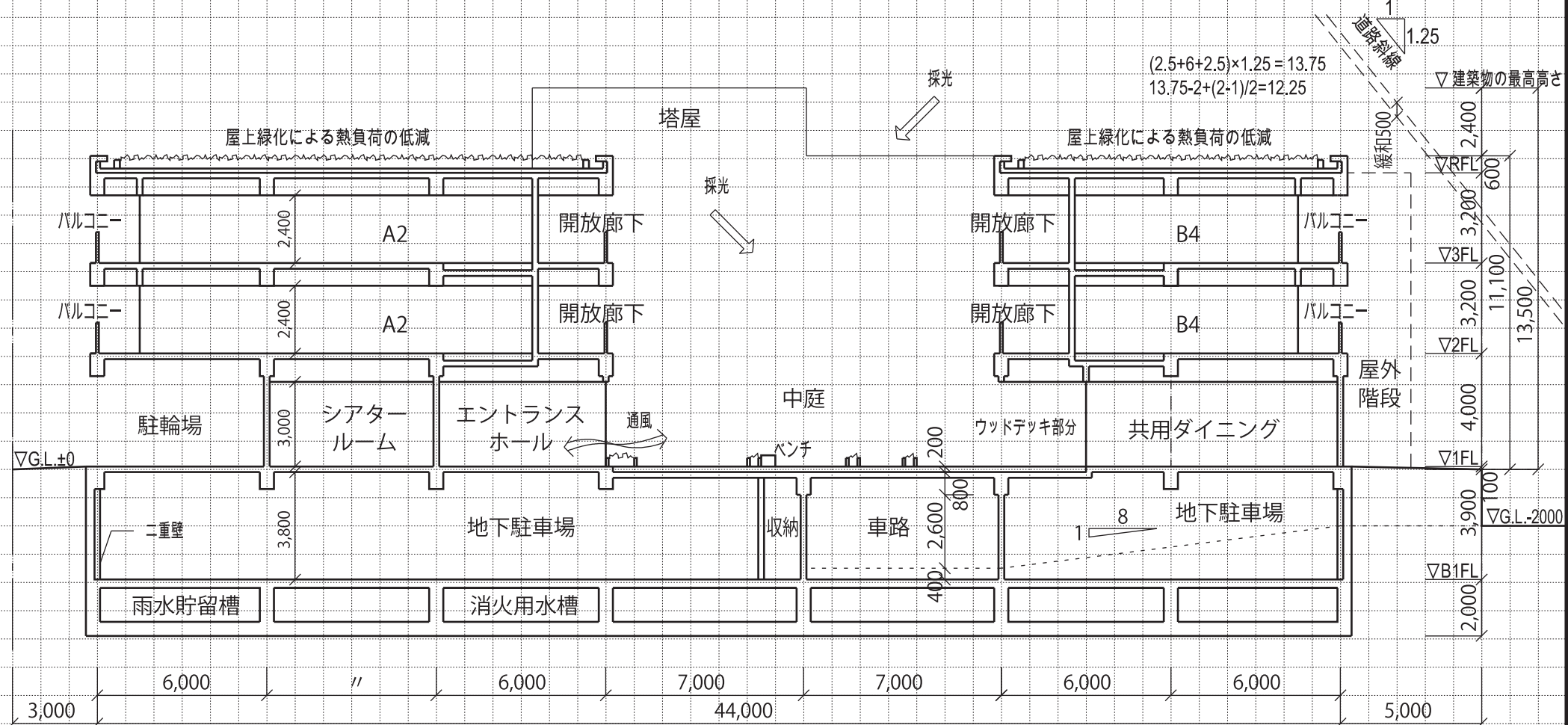
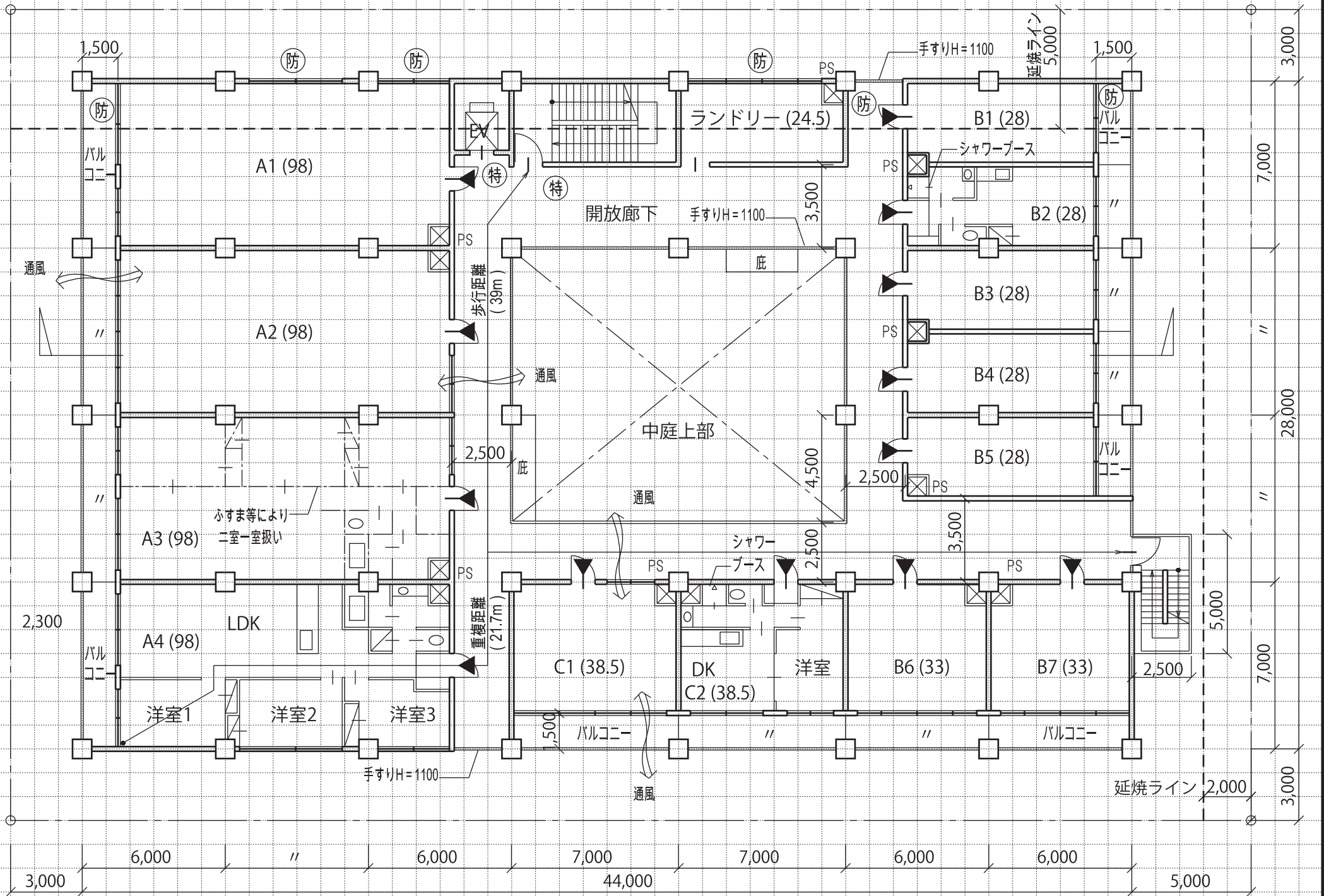
校名	氏名
会員番号	
【注意事項】 「試験問題」を十分に理解したうえで、「設計製図の試験」に臨むようにしてください。 なお、建築基準法令や要求図書、主要な要求室等の計画等の設計と条件に対して解答内容が不十分な場合には、「設計条件・要求図面等に対する重大な不整合」等と判断されます。 また、適用すべき法令については、令和3年1月1日現在において施行されているものとします。	

1階平面図・配置図 縮尺1/200



地下1階平面図 縮尺1/200

基準階平面図 縮尺1/200 (2階平面を作成する。)



東一西 断面図 縮尺1/200

面積表 (算定式は、算出過程がわかるものとする。算出結果は、小数点以下第1位までとし、第2位以下は切り捨てる。)			建築面積
建築面積	(算定式) (中庭) (屋外階段) $(44 \times 28) - (14 \times 11.5) + (1.5 \times 5) = 1078.5 \text{ m}^2$		1078.5 m ²
床面積	(算定式) (ランドリールーム) $[(14 \times 28) + (26 \times 5.5) + (8 \times 17.5) + (7 \times 3.5)] \times 2 = 699.5 \times 2 = 1399.0 \text{ m}^2$		床面積の合計
1階	(算定式) (傾斜部) (風除室前) (中庭) (EVシャフト) $(44 \times 28) - (12 \times 7) - (3 \times 7) - (14 \times 11.5) - (2.5 \times 3) = 958.5 \text{ m}^2$		
地下1階	(算定式) (傾斜部) (傾斜部) (EVシャフト) $(44.5 \times 28.5) - (19.25 \times 7.25) - (7 \times 3.2) - (2.5 \times 3.25) = 1098.1 \text{ m}^2$		3455.6 m ²